

# 第22回北斗市農業委員会総会議事録

令和2年12月17日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和2年12月17日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	佐々木 敬子	出席
	2番	佐々木 秀樹	出席	9番	中 川 哲	出席
	3番	岡 村 栄士	出席	10番	吉 田 勝幸	出席
	4番	落 合 修	出席	11番	笠 原 勝幸	出席
	5番	時 田 孝喜	欠席	12番	山 田 長政	出席
	6番	加 藤 隆	出席	13番	椛 澤 健一	出席
	7番	山 本 正人	出席	14番	和 田 勝雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 主 事 佐 藤 優 哉					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 土地の現況証明書の交付について</p> <p>議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第8号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第9号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について</p>
<p>委員提出議案 等の標題</p>	

## 第 2 2 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 2 年 1 2 月 1 7 日 午後 1 時 3 5 分

- |         |   |           |
|---------|---|-----------|
| 日程第 1   | 会議録署名委員の指名について                                  |           |
| 日程第 2   | 会期の決定について                                       |           |
| 日程第 3   | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について                           | （報告第 1 号） |
| 日程第 4   | 農地法第 3 条の規定による届出について                            | （報告第 2 号） |
| 日程第 5   | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて                           | （報告第 3 号） |
| 日程第 6   | 土地の現況証明書の交付について                                 | （議案第 1 号） |
| 日程第 7   | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について              | （議案第 2 号） |
| 日程第 8   | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                          | （議案第 3 号） |
| 日程第 9   | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第 4 号） |
| 日程第 1 0 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について   | （議案第 5 号） |
| 日程第 1 1 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について  | （議案第 6 号） |
| 日程第 1 2 | 農地移動適正化あっせんの申出について                              | （議案第 7 号） |
| 日程第 1 3 | 土地の現況証明調査委員の指名について                              | （議案第 8 号） |
| 日程第 1 4 | 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について        | （議案第 9 号） |

## 第 2 2 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	2 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	6 件
3	報告第 3 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	2 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	2 件
6	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	4 件
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	6 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	4 8 件
9	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	9 件
1 0	議案第 7 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	5 件
1 1	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 2	議案第 9 号	農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について	会長	決定	1 件

## 第22回北斗市農業委員会総会

(午後 1時35分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>本日は、第22回総会に出席賜りましてありがとうございます。 天候も、雪が降らないような話でしたが、ここ数日間、雪が降りまして、もう根雪かなというような状態でございます。 農作業のほうも順調に進みまして、ほとんどが一段落というような状態であろうかと思えます。農協関係の野菜、米などは皆さんが、私から言うよりも、一番の当事者なので知っていると思われまますので、その辺は省いておきます。 コロナで、12月の皆さんとの行事、1月の行事。結果、コロナで慎んで行動せよということで、一応、やらないという形になりました。その辺も考慮しながら、ここ最近、コロナはとんでもないところで出ていますので、皆さんも注意していただきたいと思えます。コロナに感染すると、どこの誰がというような、何かいろんな面でバッシングを浴びるような状態でございます。その辺、健康には十分注意していただきたいと思えます。 本日の第22回総会は、報告3件、議案9件であります。 どうぞ、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。 5番時田孝喜委員より欠席の届出がありました。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号7番山本正人委員、議席番号8番佐々木敬子委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3	
議 長	<p>日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 及び番号 2 を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。
	<p>本件に関しましては、地目変更するため現況証明願いが出されたものでございます。</p> <p>番号 1 につきましては本郷 2 丁目の 4 筆分で、転用に関する許可日につきましては記載のとおりでございます。番号 2 につきましては、本年 6 月に転用に関する許可をしており、いずれも農地法第 5 条の規定による許可を受けた土地でありまして、現況が転用目的に供した土地であると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第 8 条第 2 号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4	
議 長	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 6 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。
	<p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。</p> <p>番号 1 につきましては、千代田橋より南西側などの農地でございます。番号 2 につきましては、(株)三公開発より北側の農地でございます。番号 3 につきましては、大工川会館より南側などの農地でございます。</p>

	<p>番号4につきましては、上磯中学校より東側などの農地でございます。番号5につきましては、水無会館より北西側の農地でございます。番号6につきましては、白川第一会館より東側などの農地でございます。これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>なお、番号1につきましては、この後の議案第3号農地法第3条の規定による許可申請において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第5 議 長	<p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
議 長	<p>(事務局：朗読)</p>
事務局長	<p>事務局長より説明があります。</p>
議 長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、本年4月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、貸借先が決まったことから取り下げるものでございまして、この案件につきましては、この後の議案第5号(賃貸借)の決定において御審議いただく予定となっております。番号2につきましては、令和元年6月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、貸借先が決まったことから取り下げるものでございまして、この案件につきましても、この後の議案第5号(賃貸借)の決定において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第6 議 長	<p>日程第6 議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。</p> <p>番号1を上程いたします。</p>



	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、加藤隆委員より報告をお願いいたします。
加藤委員	<p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>調査年月日は令和2年12月3日でした。調査委員といたしまして、自分と時田委員、中川委員、山田委員と事務局2名の6名で調査してまいりました。</p> <p>所有者は<sup>①</sup>個人名となっていますが、現在は<sup>②</sup>個人名というところの土場というような感じでした。建物はありませんでした。それで、調査委員の意見としまして、村山<sup>①</sup>は申請のとおり原野化、また村山<sup>②</sup>は申請のとおり砂利等採取地として利用されており、農地として利用することは困難と判断し、農地採草放牧地以外と認定するとなりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第2号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>番号1及び番号2を一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。</p> <p>なお、番号1につきましては、この後の議案第5号（賃貸借）の決定。番号2につきましては、議案第7号農地移動適正化あっせんの申出において御審議いただく予定となっております。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

	(「異議なし」の声あり)
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第8 議長	日程第8 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号3までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号1につきましては、山田委員宅より北東側の農地で、経営移譲するため息子さんに貸すものでございます。番号2につきましては、島川小学校より東側の農地で、耕作・管理ができないため平成27年より耕作してきた方に贈与するものでございます。番号3につきましては、千代田橋より南西側の農地で、耕作・管理ができないため近隣を耕作する担い手の方へ売買するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議長	次の番号4の案件につきましては、3番岡村委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、議事参与の制限の対象となりますので退席を求めます。
	(岡村委員 退席)
議長	それでは、番号4を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、開発公民館より北側などの農地でございまして、経営主である息子さんへ引き続き貸すものでございます。 以上、よろしく御審議願います。

議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(岡村委員 復席)</p>
<p>日程第9</p> <p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号6までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、ダイハツ北海道販売(株)北斗店より東側の農地でございまして、平成31年よりこの土地を耕作してきました担い手の方へ売買するものでございます。番号2につきましては、(株)函館マツダ大野新道店より西側の農地でございまして、平成31年よりこの土地を耕作してきました担い手の方へ売買するものでございます。番号3につきましては、大野農業高等学校グラウンドより南側の農地でございまして、平成31年よりこの土地を耕作してきました担い手の方へ売買するものでございます。番号4につきましては、山田委員宅より北側の農地でございまして、平成23年よりこの土地を耕作してきました担い手の方へ売買するものでございます。番号5につきましては、道南農業試験場より北側の農地でございまして、隣接地を耕作する担い手の方へ売買するものでございます。番号6につきましては、文月拓友会館より南東側の農地でございまして、本年4月よりこの土地を耕作してきました担い手の方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>番号4についてお聞きいたします。</p> <p>これ、私の近くの土地なのですが、実はこの①というのは2筆になっておりますが1枚で耕作しております。なぜ、①だけ、今回、<u>個人名</u>さんが買うのか、なぜ1枚になっている隣のほうも買わなかったのか、それをお聞かせください。</p>

議 長	事務局、大森係長
大森係長	下の白いほうなんですけれども、 <u>個人名</u> さんにちょっと確認をしておりませんでしたので、今お答えすることは出来ませんでした。後ほど、調べてからお答えしたいと思います。
議 長	1 2 番山田委員。
山田委員	もし、仮に今回、この <u>個人名</u> さんのほう、確かに今すぐに清算しなければならぬという苦しい状況になっていきますけれども。そういう意味でも、整理しなければ、売らなければならぬと思っているのかも知れませんが、もし仮に、今回これ <u>個人名</u> さんの土地だけ買って、隣を買わなかったということになれば、あとで <u>個人名</u> さんがほしいと言ったときに、この隣の土地がさらに高くなったり低くなったりする可能性があります。それを考えて、農業委員会で指導してはいかがなものかと思っております。
議 長	事務局長。
事務局長	今の件ですけれども、うちのほうで確認していなかったということです。明日、売買契約の関係で農業委員会のほうに来庁しますので、その際にどういった経緯があって今回は購入しなかったのかというものも確認しながら、今、山田委員が言われることもお話ししながら、実情のほうを聞いて、今後、本人の意向に沿った形で私どもも誘導して行きたいと思っております。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。
山田委員	はい。わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 4 1 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号 1 につきましては、先ほどの報告第 3 号番号 1 において御報告いたしました道南農業試験場より北側の農地で、労働力不足のため

	<p>め隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号2につきましては、新函館北斗駅より北側の農地で、労働力不足のため経営規模拡大を図る方へ貸すものでございます。番号3につきましては、先ほどの議案第2号番号1において御審議いただきました山田委員宅より北東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、市営住宅市渡中央団地より東側の農地で、労働力不足のため近隣地を耕作する方へ貸すものでございます。番号5につきましては、函館大谷短期大学付属大野幼稚園より南東側などの農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6につきましては、湯の沢水辺公園より南東側の農地で、労働力不足のため近接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号7につきましては、北海道放送函館ラジオ送信所より南側の農地で、隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号8につきましては、先ほどの報告第3号番号2において御報告いたしました渡島農業改良普及センターより東側の農地で、労働力不足のため経営規模拡大を図る方へ貸すものでございます。番号9につきましては、千代田会館より東側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号10につきましては、千代田会館より東側の農地などで、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。</p> <p>なお、番号11から番号41までにつきましては、継続で引き続き賃貸借するものですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>4番落合委員。</p>
落合委員	<p>地域的なものもあるのかもしれませんが、賃借料5,000円という、結構あるんですけども、その地域はそのくらいの価格なんですかね。市渡ってのが多いですよ。</p>
議 長	<p>事務局、大森係長。</p>
大森係長	<p>市渡で5,000円という、例えば番号2なんですけれども、以前に貸していた条件で、そのままいいからということで、この方は新規ではあるのですけれども、前の条件のままで構わないという貸主側のほうの意向があってこういう金額になったというのがありました。そのほか、賦課金を持ってもらえれば5,000円でいいよだとかそんな感じでしたので、ある程度、我々も相場を見ながらやっていますので、余り安いとちょっとという話はしているのですけれども、お互いが納得した上でこれでやってくれということであれば、ちょっとイレギュラーなパターンもあるのはあるのですけれども、それでわかりましたということで書類を受け付けている件もあります。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>

落合委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号42及び番号43の案件につきましては、13番椛澤委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、議事参与の制限の対象となりますので退席を求めます。  (椛澤委員 退席)
議 長	それでは、番号42及び番号43を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。  (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号42及び番号43につきましては、函館江差自動車道茂辺地ICより南側の農地で、引き続き5年間の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 12番山田委員。
山田委員	42番ですけれども、4筆借りることになっているんだよね、山林も含めて。確かに、農地としては3反なんですけれども、これ山林も借りているってどういうことですか。
議 長	事務局長。
事務局長	今の件ですけれども、公簿上は山林ということになっていますけれども、実際に現況は畑として使用されている場合は、農地法の対象となるものですから、今回このような形で賃貸借の継続ということでの案件となっております。 以上でございます。
議 長	12番山田委員。
山田委員	そうしたら、これ賃貸、3反の計算。畑が3反ですよ、この山林の1町7反というのは賃貸料に入ってきませんよね、これが畑になっているのであれば。違いますか。
議 長	事務局、大森係長。

大森係長	<p>2町2反の面積、1反当たり4,300円で計算すると9万9千円なにがしというこの数字になると思いますので、山林も当然、賃借料の計算のうちに入っております。現況地目が畑ということなので、計算には入っております。</p>
議 長	<p>12番山田委員。</p>
山田委員	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(梶澤委員 復席)</p>
議 長	<p>次の番号44から番号47までの案件につきましては、3番岡村委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、議事参与の制限の対象となりますので退席を求めます。</p> <p>(岡村委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号44から番号47までを一括上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号44につきましては開発公民館より北東側の農地、番号45につきましては萩野小学校より西側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものです。</p> <p>なお、番号46及び番号47につきましては、継続で引き続き賃借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>4番落合委員。</p>
落合委員	<p>44番の賃借料20,000円というのは、地域的には高いんじゃないですか。</p>
議 長	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>この44番の場所なんですけれども、基盤整備をした土地になりますので、賃借料はほかの土地より高くなっているという状況になっております。</p> <p>以上でございます。</p>

議 長	4 番落合委員。
落合委員	はい。わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
	(岡村委員 復席)
議 長	次の番号48の案件につきましては、10番吉田委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、議事参与の制限の対象となりますので退席を求めます。
	(吉田委員 退席)
議 長	それでは、番号48を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 番号48につきましては、セイコーマート大野店より東側の農地で、引き続き5年間の期間を設定し賃貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(吉田委員 復席)
日程第11 議 長	日程第11 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(使用貸借)の決定について」を議題といたします。 番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。



事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、道南農業試験場より北側の農地で、労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものです。番号2につきましては、市営住宅文月団地より西側の農地で、自身が代表取締役を務める農地所有適格法人に貸すものでございます。番号3につきましては、北海道放送函館ラジオ送信所より南側などの農地で、後継者である息子さんへ貸すものです。</p> <p>なお、番号4から番号9につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>1 1 番笠原委員。</p>
笠原委員	<p>2 番ですけど、これ個人から法人に賃貸借するメリットは何かあるんですか。</p>
議 長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>こちらにつきましては、ほかのところも法人で借受してしまして、会社のほうで耕作するということで、個人ではなく会社として農業経営をするという形態で会社を興していますので、そういう意味合いで個人から会社に貸し付けるということをやっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
笠原委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第12 議 長	<p>日程第12 議案第7号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号5までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号1につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として、鹿角昭夫推進委員を。番号2につきましては、議席番号6番加藤隆委員、議席番号14番和田勝雄委員、補助委員として、佐藤新一推進委員を。番号3につきましては、議席番号9番中川哲委員、議席番号12番山田長政委員、補助委員として、山本浩幸推進委員を。番号4につきましては、議席番号5番時田孝喜委員、議席番号8番佐々木敬子委員、補助委員と</p>

<p>議 長</p>	<p>して、鹿角昭夫推進委員。番号5につきましては、議席番号2番佐々木秀樹委員、議席番号10番吉田勝幸委員、補助委員として、鈴木敏勝推進委員を指名することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。</p>
<p>日程第13 議 長</p>	<p>日程第13 議案第8号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号1番澤田亨委員、議席番号4番落合修委員、議席番号10番吉田勝幸委員、議席番号13番椛澤健一委員の、以上4名を指名することに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。</p>
<p>日程第14 議 長</p>	<p>日程第14 議案第9号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局長より説明があります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、農地法第30条の規定に基づきまして、8月から9月にかけて、農業委員及び農地利用最適化推進委員によりまして、市内農地の利用状況についての調査をしていただいたところでございます。 お忙しい中での利用状況確認ありがとうございました。 国から通達されている「農地法の運用について」というものがございしますが、こちらでは、耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地について、農業委員会は対象地が農地に該当するか否かについての判断を行うこととなっておりますので、議案に記載されております村山の105筆につきまして、10月以降の農地巡回指導、現況調査時に担当地区以外の委員にも現地を確認していただいております。その対象地が森林化、若しくは原野化し農地に復元するためには物理的な条件整</p>

備が著しく困難であることの判断をいただきました。

お手元の議案には対象地の所在等を記載しております。また、別添で位置図を提出しておりますので、これらが農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて皆様にお諮りするものでございます。

なお、対象地が農地に該当しない旨を判断した場合は、対象地の所有者等及び北海道、市などの関係機関に対しその旨を通知することとしております。

以上、よろしく御審議願います。

議 長

朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

(「異議なし」の声あり)

議 長

御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、第22回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

(午後 2時41分 閉会)

会長 (議長) 和田 勝 雄

署名委員 山 本 正 人

〃 佐々木 敬 子